

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成31年1月31日(2019.1.31)

【公開番号】特開2017-23496(P2017-23496A)

【公開日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【年通号数】公開・登録公報2017-005

【出願番号】特願2015-146295(P2015-146295)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 2 Z

A 6 3 F 7/02 3 3 4

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月14日(2018.12.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の遊技を行う遊技機であって、

日付情報および時刻情報を含む日時情報を記憶可能な手段であって、電断発生時を特定可能な日時情報を特定可能な日時情報を記憶可能な日時情報記憶手段と、

所定情報を記憶する所定情報記憶手段と、

前記日時情報に基づき、前記所定情報記憶手段に記憶された前記所定情報のうちの特定情報を初期化する初期化条件が成立するか否かを判定する判定手段とを備え、

前記判定手段は、

前記日付情報に基づき前記初期化条件が成立するか否かを判定する第1判定手段と、

前記第1判定手段による判定で前記初期化条件が成立しないときに、前記時刻情報に基づき前記初期化条件が成立するか否かを判定する第2判定手段と、

前記第1判定手段による判定で前記初期化条件が成立しないときに、該初期化条件が成立しない理由が第1理由と第2理由のいずれであるかを判定する第3判定手段と、を含み、

前記第2判定手段は、前記初期化条件が成立しない理由が前記第1理由と前記第2理由のいずれであるかに応じて前記時刻情報に基づく判定の判定基準を異ならせる、遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

(1) 所定の遊技を行う遊技機(たとえば、スロットマシン1、パチンコ遊技機201)であって、

日付情報および時刻情報を含む日時情報を記憶可能な手段であって、電断発生時を特定可能な日時情報を特定可能な日時情報を記憶可能な日時情報記憶手段(たとえば、RAM91c)と、

所定情報（たとえば、消化ゲーム数、エラー履歴情報などの情報）を記憶する所定情報記憶手段（たとえば、RAM91c）と、

前記日時情報に基づき、前記所定情報記憶手段に記憶された前記所定情報のうちの特定情報（たとえば、消化ゲーム数、エラー履歴情報）を初期化する初期化条件（たとえば、図22(a)の初期化条件、図30の初期化条件）が成立するか否かを判定する判定手段（たとえば、図21のSt8, St10, St11, St12, St13を実行する処理、図21のSt8, St10, St11, St12a, St13aを実行する処理）とを備え、

前記判定手段は、

前記日付情報に基づき前記初期化条件が成立するか否かを判定する第1判定手段（たとえば、図21のSt8を実行する処理、図29のSt8aを実行する処理）と、

前記第1判定手段による判定で前記初期化条件が成立しないときに、前記時刻情報に基づき前記初期化条件が成立するか否かを判定する第2判定手段（たとえば、図21のSt11, St12, St13を実行する処理、図29のSt11a, St12a, St13aを実行する処理）と、

前記第1判定手段による判定で前記初期化条件が成立しないときに、該初期化条件が成立しない理由が第1理由（復電日 - 電断日 = 1日）と第2理由（復電日 = 電断日）のいずれであるかを判定する第3判定手段と、を含み、

前記第2判定手段は、前記初期化条件が成立しない理由が前記第1理由と前記第2理由のいずれであるかに応じて、前記時刻情報に基づく判定の判定基準を異ならせる（たとえば、図22(a)および図30に示すように、復電日 - 電断日 = 1日の場合には初期化条件2, 3, 2a, 3aの成否を判定し、復電日 = 電断日の場合には初期化条件4, 4aの成否を判定する）。